工事に係る入札心得書
工事に係る見積心得書
（追加版）

航空自衛隊横田基地

作戦ｼｽﾃﾑ運用隊基地業務隊会計小隊

工事に係る入札心得書（追加版）

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものとし、細部は、契約担当官の指示による。

（目的）

第１条　一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）［、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）］、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）［、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和５５年大蔵省令第４５号）］、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

［注：［　］は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第３条第１項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。］

（競争参加の申し出）

第２条　競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第２条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

（入札保証金等）

第３条　入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第７４条の公告において指定した期日までに、見積金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

４　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

５　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、

落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

（入札等）

第４条　入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

２　入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第１から別記様式３までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第７１条第１項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第１及び別記様式第２については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第３については、入札前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、別記様式第２に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

４　入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

５　入札参加者は、別記様式第４により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。]

６　第１回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。

７　入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

８　契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第８条第十一号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

９　入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

１０　入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面（様式は自由とするが、入札参加者に

よる記名押印されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際し、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をＦＡＸにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第１５０号２８．３．３１）に基づく指名停止を行うことがある。

１１　入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第１回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとし、郵送等による入札が認められている場合における郵送等による入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

（入札参加の取りやめ）

第５条　入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第５）を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

３　入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）、入札書等を意図

的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第７条　入札参加者が連合し又は不穏の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一　競争参加資格を有しない者のした入札

二　入札書の提出期限後に到達した入札

三　契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札

四　委任状を提出しない代理人のした入札

五　記名押印を欠く入札

六　金額を訂正した入札

七　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

八　明らかに連合によると認められる入札

九　当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者のした入札

十　２通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札

十一　その他入札に関する条件に違反した入札

２　開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は　無効として取り扱うものとする。

一　配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二　公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

三　予決令第８６条第１項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

四　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

五　落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する遅防防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領についてに基づく指名停止を受けたとき

（落札者の決定）

第９条　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第２９条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第２９条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。

２　予決令第８５条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第２５条第１項第１号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第１０条　開札をした場合において、落札者がないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

２　入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

３　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

４　各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を入札室において読み上げを行う。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対しては口頭により通知する。

５　再度入札において落札者がないときは、特別な場合を除き、不調とする。

（落札となるべき入札をした者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１１条　落札となるべき入札をした者が２人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の保証）

［役務的保証に限定する場合］

第１２条　落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の１０分の３以上としなければならない。

［役務的保証に限定しない場合］

第１２条　落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の１０分の１（建設工事にあって、予決令第８６条の調査を受けた者との契約については、１０分の３）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければなら

ない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2　落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3　落札者は、第１項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

4　落札者は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

5　落札者は、第１項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第１３条　落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

第１４条　入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第１５条　入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第１６条　いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再

委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

補則

（工事契約に係る苦情処理）

第１７条　苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第１４８号（２８．３．３１）により、行うものとする。

（入札参加制限）

第１８条　競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととする。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本則第６条第２項の規定に抵触するものでない。

(1)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

・親会社と子会社の関係にある場合

・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　二人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3)　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記一又は二と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者））

第１９条　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事（２５００万円以上（建築一式工事５０００万円以上））において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を

専任で１名現場に配置することとする。

(1)　65 点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者

(2)　発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当官等に通知することとする。

（低入札価格調査に係る特別重点調査）

第２０条　別紙のとおり。

工事に係る見積心得書

この心得は、部隊発注工事の業者見積業務の基準として適用するものとし、細部は、契約担当官の指示による。

（目的）

第１条　見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）［、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）］、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）［、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和５５年大蔵省令第４５号）］、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

［注：［　］は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第３条第１項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。］

（見積等）

第２条　見積書を提出することができる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第２条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼又は特定通知を受けた者若しくはその代理人のみとする。

２　見積者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第１から別記様式第３までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第７１条第１項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第１及び別記様式第２については、契約担当官等が指定した期日までに、別記様式第３については、見積書提出前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、別記様式第２に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

３　見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。

４　見積者は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案（以下「仕様書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。

なお、仕様書等及び現場等に疑義があるときは、見積依頼書又は特定通知において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

５　見積者は、別記様式第６により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号

又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による見積が認められている場合において、郵送等により見積書を提出する場合は、発送後速やかに見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

6　見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

7　見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、指定された場所に入室し、見積に立ち会うものとする。

（見積参加の取りやめ）

第３条　見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出したものがいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。

2　見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別記様式第７）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。

3　見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積の確保）

第４条　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　見積参加者は見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

3　見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。

（見積の取りやめ等）

第５条　見積者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず又は見積を延期し若しくは取りやめることがある。

（見積の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　見積書の提出期限後に到達した見積

三　契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした見積

四　委任状を提出しない代理人のした見積
五　記名押印を欠く見積
六　金額を訂正した見積
七　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
八　明らかに連合によると認められる見積
九　当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者のした見積
十　その他見積に関する条件に違反した見積

２　開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は　無効として取り扱うものとする。
一　配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
二　公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
三　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

（契約の相手方の決定）
第７条　見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

（再度見積）
第８条　前条の予定価格に達した価格の見積がないときは、必要に応じ再度見積を行う。

（契約の相手方となるべき見積をしたものが２人以上ある場合の契約の相手方の決定）
第９条　契約の相手方となるべき見積をした者が２人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約者を決定する。
２　前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の保証）
［役務的保証に限定する場合］
第１０条　契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の１０分の３以上としなければならない。

［役務的保証に限定しない場合］

第１０条　契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の１０分の１以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

２　契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

３　契約の相手方は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

４　契約の相手方は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

５　契約の相手方は、第１項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第１１条　契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日の関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（仕様書等）

第１２条　仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第１３条　見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第１４条　不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

別記様式第１
平成○年○月○日

委　任　状

受任者
　営業所等名
　役　　職
　氏　　名
　使　用　印　　印

　私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

委任者
　住　　所
　商号又は名称
　役　　職
　代表者氏名　　印

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

別記様式第２
平成○年○月○日

年　間　委　任　状

受任者
　営業所等名
　役　　職
　氏　　名
　使　用　印　　印

　私は上記の者を代理人と定め、貴職発注の工事（業務）について次の権限を委任します。

記

　委任期間（※）　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

　委任事項（例）
　　１．入札及び見積について
　　２．契約締結について
　　３．・・・・・・・・・・・

委任者
　住　　所
　商号又は名称
　役　　職
　代表者氏名　　印

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

※委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

別記様式第３
平成○年○月○日

委　任　状

当社は、○○○○を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

代理人使用印鑑

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

別記様式第４

入　札　書

工事名（業務の名称）：

入札金額：￥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

平成○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

別記様式第５

入　札　辞　退　届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により入札を辞退します。

平成○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

別記様式第６

見　積　書

工事名（業務の名称）：

見積金額：￥

上記の金額をもって見積心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、見積します。

平成○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

別記様式第７

見　積　辞　退　届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により見積を辞退します。

平成○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】
役　職　　氏　名　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印